

# 笠間市 令和8年度 合併処理浄化槽設置費補助金

浄化槽設置への補助制度が**拡充**されました！

## 令和8年度の変更点

- ① **11人槽以上**の合併処理浄化槽も対象になりました。
- ② 51人槽以上の合併処理浄化槽には**上乗せ補助**があります。  
※下記の業種に限り、**200万円**を上乗せして交付。

E 製造業 / G 情報通信業 / H 運輸業、郵便業 / I 卸売業、小売業  
L 学術研究、専門・技術サービス業 / M 宿泊業、飲食サービス業  
O 教育、学習支援業 / P 医療、福祉 ※日本標準産業分類による

- ③ 老朽化による**合併処理浄化槽の更新**も対象になりました。  
※以下の要件をすべて満たしている場合に限る。

- (1) 浄化槽メーカーが定める維持管理要領書などに基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われていること。
- (2) 浄化槽法に定められた維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を過去3年以上継続して実施していること。
- (3) 老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等を行うよりも、更新を行うことが合理的であること。

- ④ 撤去費・宅内配管工事費への**補助金額を増額**しました。

## 補助対象地域

公共下水道事業認可区域外および  
公共下水道事業認可区域内の未整備区域  
※農業集落排水事業採択区域を除く

## 補助対象外となるもの

- 申請前（決定通知交付前）に着工した場合
- 販売または賃貸目的で合併処理浄化槽付きの住宅等を建築する場合
- 市税等を滞納している場合

## 設置費補助金

※合併処理浄化槽の更新は転換の補助額になります

高度処理浄化槽（N型・NP型）

一部業種には  
200万円の  
上乗せあり

区分	5人槽	7人槽	10人槽	20人槽	30人槽	50人槽	51人槽以上
N型 (新築・転換)	360,000円	462,000円	585,000円	1,092,000円	1,860,000円	2,496,000円	2,850,000円
NP型 (新築)	1,002,000円	1,329,000円	1,585,000円	2,777,000円	4,819,000円	6,380,000円	7,013,000円
NP型 (転換)	1,251,000円	1,640,000円	1,996,000円	3,481,000円	5,923,000円	7,908,000円	8,758,000円

## 撤去費補助金

単独処理浄化槽  
合併処理浄化槽

150,000円

くみ取り槽

120,000円

雨水貯留槽への  
再利用

120,000円

## 宅内配管工事費補助

単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの  
転換に伴う配管工事

330,000円

## 申請等の期限

【申請締切】令和9年1月29日(金) 【実績報告締切】令和9年2月26日(金)

申請書提出・お問い合わせ先  
笠間市上下水道お客さまセンター

〒309-1723 笠間市矢野下750 (浄化センターともべ内)

TEL: 0296-87-2231

笠間市公式ホームページ  
<https://www.city.kasama.lg.jp/>

笠間市 浄化槽 補助金

詳しくはこちら↓



# 申請等の手続き・必要書類について

## 申請に必要な書類

以下の書類を揃えて、下水道課へ提出してください。

- 1. 補助金交付申請書(様式第1号)
- 2. 浄化槽設置に関する書類
  - 新築** 審査機関を通過した浄化槽明細書の写し および 建築確認済証の写し
  - 転換** 浄化槽設置届出書 および 家屋評価証明書
- 3. 納税証明書(未納のない証明)
- 4. 工事請負契約書 または 工事見積書の写し
  - 合併処理浄化槽設置工事
  - 単独処理浄化槽 または くみ取り槽撤去工事
  - 宅内配管工事
- 5. 設置場所の案内図(住宅地図等)
- 6. 賃貸人の承諾書  
※住宅、店舗等の建物を借りている場合
- 7. 浄化槽法定検査(7条検査)依頼振込証明書の写し
- 8. 浄化槽保障登録証(全国浄化槽団体連合会発行)  
※10人槽以下の場合のみ
- 9. 浄化槽管理票(C票)
- 10. 浄化槽登録証  
(全国浄化槽団体連合会発行)
- 11. 浄化槽認定シートの写し
- 12. 建物平面図(間取り)
- 13. 罹災証明書等  
※災害による転換の場合
- 14. 浄化槽法第11条検査依頼書  
※宅内配管工事の補助を受ける場合
- 15. その他市長が必要と認める書類
  - 道路占用許可証の写し(放流同意書の写し)
  - 保守点検・清掃・法定検査委託契約書の写し
  - 排水管・浄化槽位置図面(放流先・方角含む)
  - 転換** ブロワーの写真(ワット数が確認できるもの)  
※単独処理浄化槽の転換のみ要提出
  - 誓約書(様式第7号)
- 16. 維持管理の証明書類  
※合併処理浄化槽の転換のみ要提出
  - 適正に維持管理していたことが分かる書類
- 17. 使用料の滞納がないこと  
上下水道・農業集落排水施設使用料

## 申請から交付までの流れ



※申請(交付決定)前に着工した場合は補助対象外です。ご注意ください。

※年度内に合併処理浄化槽を設置する方、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合も含む。  
※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更承認申請書」を提出してください。